

本要綱は、平成26年度第1次補正予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱（案）

〔 制定26政第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日
農林水産事務次官依命通知 〕

第1 趣旨

先般、「日本再興戦略」において、ロボット技術の導入により様々な分野における人手不足の解消、生産性の向上等の課題の解決に向けて、国を挙げて取り組む方向性が示されたところであり、特に、担い手の確保などが課題である農林水産分野でのロボット技術の導入は急務となっている。

一方で、ロボット関連企業は農林水産業に関する知見が不足しており、また、市場の不確実性が高いため、民間企業の参入が進まず、結果として農林水産分野でのロボット技術の導入は十分に行われていない。

こうした問題を解決し、農林水産業の現場で使いやすいロボット技術の導入実証を支援し、民間企業による実用化・量産化を促進させることが課題となっている。

このため、本事業においては、農林水産分野において実用化・量産化の手前の段階にあるロボット技術について、まとまった規模・地区での導入を支援し、生産性向上等のメリットを実証するほか、ロボットを導入した技術体系の確立、低コスト化、安全性の確保など、実用化・量産化に向けた課題の解決を進めることとする。あわせて、農林水産分野でのロボット技術の実用化の促進に向けて、標準化すべき規格や安全性の確保のためのルールづくり等に関する検討を支援することとする。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

- 1 大規模導入実証
- 2 実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等

第3 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、各事業の開始前に当該事業の成果目標を第4の事業実施計画においてそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長、林野庁長官、水産庁長官（以下「生産局長等」という。）が別に定める。

第4 事業実施計画の作成等

- 1 第2の1を実施する事業実施主体は、成果目標の実現を図るため、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画（以下「地区事業計画」という。）を作成し、生産局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 第2の2を実施する事業実施主体は、成果目標の実現を図るため、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画（以下「全国事業計画」という。）を作成し、生産局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 1及び2の事業実施計画の重要な変更は、生産局長等が別に定めるところによるものとし、その手続は、1及び2に準じて行うものとする。

第5 事業の評価

- 1 第2の1の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長等が別に定めるところにより、自ら評価を行い、生産局長等に報告するものとする。
- 2 生産局長等は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 3 生産局長等は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。
- 5 生産局長等は、2及び4の評価結果を公表するものとする。
- 6 第2の2の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長等が別に定めるところにより、自ら評価を行い、生産局長等に報告するものとする。
- 7 生産局長等は、6の事業評価の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 8 生産局長等は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第6 推進指導

生産局長等及び地方農政局長並びに内閣府沖縄総合事務局長は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業者団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 国と都道府県の情報共有

生産局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、第2の1の事業について、以

下のおり都道府県と管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 生産局長等は、事業実施主体から提出された地区事業計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、生産局長等に意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた生産局長等は、第4の2の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。

第8 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動や資機材の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。